

經濟論叢 每月一日發行  
 第四十七卷第六號昭和十三年十二月一日發行  
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第四十七卷 第六號

昭和十三年十二月一日發行

## 論叢

幕末の出貿易……………經濟學博士 本庄榮治郎

投資節約の均等について……………文學博士 高田保馬

商品リンク制の發展……………經濟學博士 谷口吉彦

## 時論

日本銀行の國債引受と財政經濟……………深井英五

戰爭の意義と共同體的國內革新の急務……………經濟學博士 石川興二

## 研究

獨逸の植民問題……………法學士 前田稔靖

中小工業としての下請制工業……………經濟學士 田杉競

## 說苑

鮑屑錄……………法學博士 財部靜治

農業經營に於ける日支の異同……………經濟學士 菊田太郎

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第四十七卷總目錄

(禁轉載)

# 研究

## 獨逸の植民問題

前田 稔 靖

### 一 緒 言

國際關係の緊密な今日に於ては或る一國の問題でも必ず他國との共通關係を惹起し、それが國際化して一波は萬波を呼び遂には大波瀾を生むに至るものである。獨逸の植民問題に就て見ても、それは常に獨逸一國の問題として止まるものではなくして、これと事情を共にする伊太利及び日本等の問題に移つて往き、遂には英佛露米と云ふが如き事情の異なる國に對して、互に相提携して問題の解決に當ることとなり、ために問題は國際化し世界の不安を醸するに至るものである。このことは今日の國際情勢が何よりも雄辯に物語つてゐる。

曾て<sup>1)</sup>エル・バーンス氏はその著『植民地の將來』の中に於て『私は危機の局面を誇張する心算はない、しかしもし世界が一九三一年以來進みつゝある下り坂が、戰爭の基點へのある決定的な突撃によつて阻止されることなく、又反對されることがないならば、來るべき二年間に全面的な混亂から吾々を救ふことは、奇蹟以外には何物もない』と云つてゐる。この書は一九三六年に出版されたのであるから、この豫言は慥かに適中したものと云はざるを得ない。即ち伊太利は國際聯盟を無視してエチオピア王國を併呑し、英佛兩國もこれを正式に承認しなければならなくなつたし、一方獨逸も亦埃國を合併し、チエツコ・スロヴァキアにズデーテン黨の問題を惹起しつゝ洪國とも提携せんとし、歐洲の現状打破に拍車をかけてゐる。又東洋に於ても我國はその獨自の立場から支那に聖戰を進めてゐると云ふ譯であつて、これ等の三國は英佛等の現状維持國に對して共同の旗色の下に挑戰をなし

1) L. Barnes, The future of colonies, p. 45.

てゐると見る人もある。斯様な形勢から推せば、現状維持國がこれ等の國々にある程度の讓歩をしない限り、世界の不安を回避することは、奇蹟によるの外は困難であらう。實際に於てこれ等の國々が縱令世界の平和に對して脅威を與へてゐることがあつても、それはこれ等の國民の特殊の惡癖から來るものと云ふことは出來ない。

右の如く獨逸の植民問題の背景をなすものは可なり廣い。しかしこの問題そのものに就て云へば、一は領土の問題であり他は資源のそれである。勿論領土の獲得によつてある程度に資源問題も解決される。しかし資源の自由獲得だけではこの植民問題は解消するものではない。領土の獲得と云つても、その範圍は各國の國境の變更から、植民地の再分割に及び又現實の問題としては、舊獨逸領植民地返還までも含んでゐる。私はこの領土問題に就ては最後の植民地返還問題を中心として述べたいと思ふし、又資源問題もこれと併行して解説し、獨逸が今日要求してゐるものは、單純な資源の自由獲得の問題に止るや、或は又舊領土の回復にのみ熱意を有するに過ぎないか等々に就て説きたいと思ふ。勿論この二つの問題は經濟上、政治上並に軍事上にも互るのである。又領土問題に關聯するものは移民、原料の自由獲得及び販路の擴張等の問題があり、資源問題に就ても一般的には自由通商及び關稅の障壁撤廢等の問題があり、これを植民地だけに限つて見ても門戶解放の問題がある。最後に私はこれ等の問題に對する獨逸の要求と、これに對する各國の態度殊に聯盟主義者の態度に就てのべて見たいと思ふ。必竟するにそれは、獨逸の要求に對する重大なる示唆を示すからである。

## 二 獨逸の植民地要求の原因

獨逸が資源の獲得并に領土の回復を要求するに至つた原因に就て見るに、その根源は第十九世紀に發達して今日に至つた經濟組織の變化に在る。即ちある少數の國々が工業上著大な發展を遂げ、世界に於ける自餘の國に製品を供給し、これと交換にこれ等工業國の產出しない原料品をもとめることになつた。これ等の工業國とは英國を第一とし、合衆國、獨逸、白耳義、佛蘭西及び瑞西等であるし、又同世紀の末葉に當り、露西亞、澳太利、伊太利及び日本等もこれに加はるに至つた。か様に各國に於ける工業上の發展のために、資源確保の問題が緊切と

なつて來たのであるが、この資源の所有問題が顯著となつて來たのは、戦後に於て異常な状態が発生し、かの一九二七年の國際會議の際に英國の代表が云つた様に、一萬一千軒に互る新關稅障壁が完全に發生したためである。而もこの問題は世界的經濟恐慌によつて國際通商に對する障壁が高められたために、一層重要性を加へて來た。而して資源所有の不平等は従前の様な自由通商の時代に於ては、國家の繁榮には無關係であつたが、この通商の自由が阻止され且閉鎖されるに至つて、遞增的に重大化したのである。即ち經濟資源并に機會の不平等と云ふ悲惨な關係から世界は所謂靜的國家と動的國家との二大陣營に岐れたのであるが、この關係が充分に認識されたのは、右に述べた様に世界の大恐慌の襲來以降であつて、一九三〇年以來この破滅は悉ゆる國を、本國に於ける失業者の増加と外國貿易の減少とを形に於て支配した。従つていづれの國もこの必然的な困難に應ずる途を、白國工業生産力のより多くの動員と外國品并に外國勞働の使用制限とに求めたのであつて、この目的のために用ゐられた方法の中で主なもの、通貨の操作、爲替管理、移民制限、高率關稅及び割當制等である。これは最近いづれの國にも起つた共通的な政策であるが、英佛等の國々はか様な政策によつて何等の不便をも感じなかつた、その譯は、これ等の諸國は問題の原料を多く所有する帝國體制をもつてゐる許りでなく、縱令他國から原料を輸入する必要に迫られた場合に於ても、債權國であるために、その購入資金としての外國爲替を得るに非常な困難を感じなかつたからである。然るに獨逸に於てはこれ等の國とは大に事情が異なる。即ち獨逸は從來輸出商品代金で輸入原料の仕拂をなす習慣であつた、ところが不景氣の深刻化に伴ひ、これ等の方法が漸次行はれなくなつて來た、國內資源に乏しい獨逸にとつては、本國に於ける工業に對して原料の供給を確保するの問題は、極めて重大

3) L. Barnes, The future of colonies. p. 14.

性を有する、従つてもしこの問題の解決が出来ない曉には、それは必然的に國民の生活標準を全般的に且漸増的に低下させることになる。故に獨逸にとつて彼等が自ら管理し得る供給資源を求めんとする動機が増大したことは尤もなことである。それでは人口の増加と國力の發展とに對して、その國內に於ける資源状態は果してどの程度であるかと云ふに、大體に於て次の如くである。

獨逸國內の鑛產物生産額

(+) (±) (-) (X) (O)  
 石炭、岩鹽及び食鹽、加里鹽  
 亞鉛

石油、銀、銅、鉛、マンガン、アルミニウム、鐵、磷酸鹽、黃鐵鑛、黑鉛

(O) (X) (-) (±) (+)  
 金、白金、錫、水銀、ニッケル、クロム、タングステン、アンチモニー、硫黃、アスベスト

(備考) 右の中(+)は國內需要量を超過するもの。(±)は國內需要量を充たすもの、(-)は國內消費量のみに達するもの、(O)は全く欠乏せるものを示す。

ベルサイユ條約の結果、獨逸は植民地及びその本國の領土の一部を失つたため、それと同時に夥しい天然資源(炭鑛及び鉛鑛の凡そ<sup>4)</sup>、鐵鑛亞鉛鑛及びエルサス全體の加里採掘區の<sup>5)</sup>并に植民地の原料資源を失つたので、今日に於ては獨逸は石炭及び加里に於てのみ、これを多量に有するに過ぎない、従つて現在の需要を充たすために次の鑛物に就てはこれを外國からの輸入に仰いでゐる。

鑛產物の輸入割合

鐵(八四%)、マンガン其他(五〇%)、モリブデン其他(九五%)、ウオルフオラム(一〇〇%)、ニッケル(九七%)、クロム(一〇〇%)、銅(八八%)、鉛(七八%)、亞鉛(五〇%)、錫其他(九九%)、水銀(一〇〇%)、金其他(九九%)、銀(六三%)、

4) F. Friedensburg, Die mineralischen Bodenschätze als weltpolitische und militärische Machtfaktoren, S. 52-53.  
 5) H. W. Bauer, Deutschlands Kolonialforderung und die Welt. S. 25.

右の外更に一層太しい不足は木材である。か様に獨逸は石炭、鹽類及び亞鉛を除いては、悉ゆる原料に於て不足してゐる。ゲツベルス博士が云つてゐる様に、もし近代工業の基礎的原料が石炭、鐵、油、棉花、護謨及び銅にありとするならば、獨逸はこれ等の主要原料の殆んど全部を缺いてゐる譯である。私はフリーデンスブルグ氏の様に必ずしも、鑛産物にのみ重きを置いて、第十八世紀までの文明は植物及び畜類の利用に基き、今日の文明が鑛産物の利用に基くものであるとまで斷言はしないが、少くとも獨逸が近代工業の諸要素を國內に於て缺いてゐることは、その工業従つて又國民の生活に對する一大脅威でなければならぬ。加之食糧品に就ても獨逸は油脂、珈琲、煙草、熱帶油及び果實等の物産に於て缺けて居り、その大半を外國からの供給に仰いで居る状態であつてこれ等の或物は實に植民地の喪失によつて失はれたものである。

以上は専ら資源の方面から見た經濟的原因であつて、獨逸が今日植民地の返還を要求してゐるのは、主としてこの經濟的原因からであると説く人もないではない、現に前獨逸經濟相シャハト氏の如きは、『獨逸の植民地問題は帝國主義の問題でもなく、單なる威信の問題でもない。それは全く純然たる經濟的存立の問題である』と云つてゐる。又英國の前外相ホーアが一九三五年八月十一日の國際聯盟理事會に於て述べた所も亦略これと同様であつて、『植民地再分割の問題は究極に於て、政治的領土的と云はんよりは寧ろ經濟的であり、これを具體的に云へば原料殊に工業原料に對する要求にきざしてゐるものの如くである、假りに政治的領土的要求が或る程度まで經濟的要求から獨立するとしても、それは經濟的要求が満足されることによつて、多少緩和され得べきものと考へられる』と云つてゐる。しかし後に述べる様に、獨逸の舊植民地の經濟的價値は貧弱であつて、これ等

- 6) F. Friedensburg, Die mineralischen Bodenschätze als weltpolitische und militärische Machtfaktoren. S. 1.
- 7) G. K. Johannsen and H. H. Kraft, Germany's colonial problem. p. 65.

の植民地の返還をうけたからとて、必ずしも彼等の經濟的欲望を充たすものではない、それなのに何故に獨逸が植民地の擴張を以て彼等の不滿救濟策の第一位に置いてゐるのであるか、顧ふにそれは第一に(イ)ヴェルサイユ條約に對する不滿(ロ)最近に於ける世界各國からの迫害に對する憤懣等の感情の問題がその原因であることを否定する譯には行かない。第二には(ハ)國威の問題をも考慮に入れる必要があるのであつて、獨逸は過去二十年間の悲境の裡に在つても、依然として彼等自身の私有物たる帝國に對する要求を捨てなかつたのであるから、今日の獨逸がその名譽にかけてこれを要求することは、寧ろ當然のことであると云はねばならない。又經濟上から云つても彼等が自由に開閉し得る門戸に於ける方が、他國民の門戸開放地域に於けるよりも利益である<sup>8)</sup>。従つて獨逸の場合に就て云へば、精神的請求の方が經濟的のそれよりも寧ろ大である。何となれば獨逸國民はヴェルサイユの決議の屈辱及び不正に對する痛憤の念に驅られてゐるからである。『植民地に對する要求は今日の吾々にとつては二つの言葉を意味する、即ちそれはパンと名譽とである。獨逸の求むる所は、従前神と人との前に正當に所有してゐた所のものである』と云ふのが彼等の眞意である。又ヒットラー總統は昨年九月十二日ニューリンベルグ城の廣間に於て、この問題に就て言及し『獨逸は經濟的必要から舊領土を要求する……しかし獨逸の植民地要求は單なる商業的の問題ではなく名譽の問題である、吾々は既に國家的均等權を回復することが出来たが、總て植民地の問題も何等かの方法で解決されるものと確信する、余はこの問題の解決なくして眞の歐羅巴の平和は到來しないであろうと信する』と云つてゐる。これによつて見れば、獨逸の植民地に對する一般的請求の原因は、従つて又その理由は、シャハト博士の言葉よりも寧ろヒットラー總統の聲明の裡により多く含まれてゐるものと

8) L. Barnes, The future of colonies p. 18.

9) Raw materials and colonies. p. 7.

思はれる。

### 三 獨逸の植民地要求の内容

獨逸の植民地に對する要求には二つの方面がある、それは獨逸は何物を又何處を要求してゐるかと云ふことである。前者は資源問題であり後者は領土問題である。この兩者は相關聯するものでこれを切り離して考究することは困難である。又獨逸の要求もこの二の方面に互つて居り、いづれに重きを置いてゐるかゞ判明しない許りでなく、識者の間に於ける意見も亦必ずしも一致してゐる譯ではないことは既に述べた所である。又均しく資源と云つても<sup>10)</sup>ゲーリング將軍の如きは鐵を殊の外重要視し『鐵は今日まで帝國を鞏固にした、バターは國民を肥滿させたに過ぎない、吾々はバターを購つて自由なしに進むか、それとも自由を得てバターを失はんと欲するか、吾々は斷然鐵を欲する、これがバター缺乏の一因であるのだ』と云つてゐる位である。しかしここでは單に獨逸の要求する領土に就て説いて見たい。と云ふのはこの領土の解決方法如何によつて資源問題も或る程度まで解消するからである。獨逸の要求する領土に就ても凡そ三つの方面がある。その(一)は他國の領土に對するものであり、その(二)は舊獨領植民地に對するものであり、その(三)は他國內に在住する獨逸民族の自決問題に關するものである。しかしこの中最も強烈な要求は謂ふまでもなく舊獨領植民地に對するものである。今日獨逸は舊領土の返還とは別に他國の領土に對してもその讓渡若は利用を要求して居る、その動機は名譽の問題と云ふよりは寧ろパンの問題からである。現に獨逸は(イ)内外の情勢から見て葡領植民地であるモザムビーク及びアンゴラを獲得して

10) Raw materials and colonies, p. 36.

11) R. C. Thurnwald, Die Kolonialfrage, S. 67 (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 145. Heft 1. Januar 1937).



も差支へないと云つてゐる。それはこれ等の地方が温帯にも近いし又移住にも適してゐるからである。尤もその方法として考究されてゐるものは九十九箇年の租借である。(ロ)ダンチツヒ自由市の接收を策し、(ハ)ウクライナ地方への進出を計劃してゐる。それはこの地方は世界の穀倉とまで云はれてゐる農産地であつて、海外に於ける植民地の獲得が困難な場合に於て、獨逸の食糧問題の解決には最も適した所であるからである。しかし若し獨逸が他國の領土の割讓を要求することになれば、それは所謂植民地の再分割の問題を惹起することになる。これに對する反對論をあげて見ると、植民地の再分割はその倫理的見地から、盜品を盜兒の間に分割するものであるから不可とするものがあるし、又<sup>12)</sup>平和愛好者の屢々なす大膽な示唆は、植民地に於ける主權を満足國から不満足國に直接に讓渡せんとするものである。しかし凡そ植民地は分配のためにする吾々の所有物ではない、植民地はその土着の人民のものである、従つて吾々は該地域に於て權利を有する限度に於て、彼等のために受任の形式に於て當該地域を維持するものである、讓渡の提案の裡に含まれる所有權の態度は、吾々が破棄しなければならぬそれに全く吻合する』と云ふものもある。しかし獨逸の舊領土の要求に對しては必ずしも右に述べた様な反對論はあるまいし、かのツウールンワルド氏が<sup>13)</sup>『獨逸は彼等に強いられてゐる諸種の事情の下に於ても尙植民地に對する要求を固持しない譯には行かない』と述べてゐるが、ツ氏の所謂植民地なる語は必ずしも一般的に植民地を指したのではなくして、舊獨領を指したものであると思はれる。ツ氏は更に語をつぎ『合法的な途はベルサイユ條約の不名譽なる規定を撤回し、従前獨逸の保護領であつた今日の委任統治地を元の植民地の支配者たる獨逸に返還することであらう、これ等の委任統治地は今日では、強者の權利を理由として維持されてゐるし、而もこの理由はそ

12) L. Barnes, The future of colonies. p. 26.

13) R. C. Thurnwald, Die Kolonialfrage (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Bd. 145. Heft 1. Januar 1937).

れが彼等の利益を侵害すると思はれる場合には、戦勝國自身によつて最も強烈に辯護されてゐる』と云つてゐる。事實この舊領土に對する獨逸の要求は何よりも強烈であつて、學者も亦この主張に道德的并に法律的な合理性を與へんとしてゐる。

この道德上并に法律上の合理論は暫らく措くとするも、獨逸の第二次再軍備計劃の進行に伴ひ、獨逸の戰爭に耐え得る實力は強化されるであらうし、従つてこの植民地に對する要求は愈々壓力を加へて來るものと想はれる。又今日の獨逸にとつては植民地の回復は舊に威信の問題ではなく、實に死活の問題であるので、この問題が解決しないならば、獨逸國民は爆發點に達する惧れがある、更にこの獨逸の要求に對して伊太利首相は昨年十月二十八日羅馬進軍記念日に於て、獅子吼をなし『しかし更にベルサイユ條約中不合理なる若干の條項を修正せねばならぬ、この意味に於て獨逸國民がアフリカに於ける舊植民地の返還をうけ、アフリカに於て日向の地位に復歸すべきは當然のこと、云はねばならぬ』と云つてこれを支援してゐる。これに關聯して獨逸國內に於ては、ベルサイユ條約によつて奪はれ今日白國の領土に編入されてゐるオイベン、マルメデー地方の返還に就ても強烈な主張をもつてゐる。尤もこれ等の地方は白耳義にとつては、寧ろ迷惑なことで、既に十年以前に於ても先帝の時にその返還をもち出したのであつたが、佛國の反對に會つて立ち消えになつてゐた地方である。最後に獨逸の要求は他國內に於ける自國民の自決問題にまで及んでゐる。これがために奥國は既に合併された、又チェッコ・スロヴァキア國內にある三百萬人の獨逸民族の運命に就ては既に解決せられたから、こゝでは深くこれを論ぜないこととする。従つて次にのべんとする所のは専ら舊領土の返還問題である。

14) Dr. G. K. Johannsen and H. H. Kraft, Germany's colonial problem. p. 85.

#### 四 舊獨領の價值

一般に植民地の價值と云ふときは、これを軍事的政治的并に經濟的の三方面から見なければならぬ。舊獨領植民地に於ても亦そうである、しかしこゝでは主としてその經濟的價值に就てのみこれを検討することにする。<sup>15)</sup>パウエル氏の如きも亦これを以て獨逸新植民政策の基調として居る。而してその經濟的價值と云ふときは、本國との關係に於ては(A)移住地としての價值(B)通商上の價值との二方面があり、又均しく通商上の價值にしても(イ)原料地としての價值と(ロ)市場としての價值との別を生ずる。舊獨領植民地と云つても地理的には種々に岐れて居り青島を除いてはアフリカ領并に太平洋領共に熱帶地域に存在する。従つてこの地理的な環境によつてその價值も亦規定される。一九一三年即ち世界大戰の始まる直前に於ける獨領植民地従つて又その失つた領域は次の如くであつた。<sup>16)</sup>

	面積(平方呎)	人口	密度
アフリカ領	二・七〇七・三〇〇	白人 二二・四五〇〇 有色 一一・五二七・三〇〇	四・〇
太平洋領	二四五・〇四八	六三九・二四〇	一・八
青島	五五二	四・四七〇 一九二・〇〇〇	三五〇・〇
計	二・九五二・九〇〇	一二・三八七・三九九	四・〇

15) Dr. H. W. Bauer, Kolonien oder nichts? S. 32.

16) P. Giordani, The german colonial empire. chap. VIII. p. 148.

(一) 移住地としての價值 凡そ移住民が行はれるのは、農業者并に不熟練労働者の所得が母國に於けるよりもより高いときに限られ又移住地が母國人に適する地域に在ることが必要である。即ちこの點に移住民の限界が横はる。今これを獨逸の植民地に就て見るに、これ等のものは多くは熱帶地域に在るのみならず、後に述べる様にこれ等の地域に於ける移住者の所得も亦、母國からの植民を誘引するに足らない。右の表に示す様に、その面積の割合に較べて白人植民者の數は極めて少數であつて、その多くは植民地官吏若は軍人であつた。従つて植民地の價值が人口稠密な本國に於ける人口問題を、又勞働の相對的過剩を直接に輕減する意味に於ては、獨逸の植民地は何等の功獻をもなし得ないのである。<sup>17)</sup>『比較植民政策』の著者ヴィ・エス・ラム教授がこれに就て『獨逸の植民地の面積は一九一三年に於て百萬平方哩に達してゐたにも不拘、その移住民總數は二萬五千八百四十三人中、合衆國に移住したものは、一萬九千二百二十四人、加奈陀へは五千五百三十七人、濠洲へは三百五十九人及びブラジルへは百四十人である。同年に於て獨逸人にして英領加奈陀へ移住した者の數は、凡ての獨逸の海外領に於けるものよりも多數である。獨逸の植民地が獨逸の植民者を誘引することが出来なかつたのは言ふ迄もない、それは恐らく獨逸の獲た植民地が不幸にして歐洲人の居住に適しない熱帶植民地であつたからである』と云つてゐるのは肯綮に價する説である。私はこゝでは獨逸人の移住民としての適性若は獨逸のこれに關する政策の不徹底等を云ふの必要はないと思ふ。それは獨逸の植民地が熱帶地に在つたと云ふ地理的條件が、移住地としての價值の大半を決定するからである。或は獨逸<sup>18)</sup>の代辯者は中産階級の就職地として植民地の價值を高調してゐる、しかし植民地の發達につれてこれ等の行政官吏等も土人から採用される様になるから、この方面は英國の例に徴して見ても

17) V. S. Ram, Comparative colonial policy. chap. 1. p. 5-6.

18) L. Barnes, The future of colonies. p. 33.

大したものを望むことは出来ない。植民地の本來の性質から云へば、寧ろこの移住地としての價值を以て首位に置かねばならぬ。従つて移住地としての價值に乏しい獨逸の植民地はその價值極めて僅少であると云はざるを得ない。このことは獨領アフリカ領中比較的移住に適したと稱せられてゐるタンガンイカ(舊獨領東アフリカ)に於てさへ、當時(一九一三年)から三十三年を經過した一九三六年に於ける白人の人口の増加が、僅かに三千五百九十人に過ぎないのを見てもその移住地としての價值が如何に貧弱であるか判る。尤もツウールンワルド氏は、「タンガンイカには南西及び北部に互つて高地があり、その中央には大高原があつて、南西及び北部には今日既に獨逸の移住者がゐる、これ等の移住者は主として珈琲及び茶の栽培に従事してゐる、又多少は穀物も作つてゐる、獨逸人の發明的才能と勞働力がこれ等の地方を沃土にすることは疑のない所であり、又多數の國民に活動する新地域を與へ、又本國に多くの勞働と職業とを與へる様になるのは云ふまでもない」と云つてゐる。しかし又他面に於て委任統治地自身の立場から見れば、植民が割合に小規模に行はれるときは、多少の危險を伴ふものである。それは人種的、經濟的并に社會的に厄介な衝突を惹起し、ために開拓上にも悲劇的な荒廢と不毛との結果を生ずるからである。又實際に於て熱帯及び亞熱帯に赴く移住者は、先方の土人と市民的に政治的に平等であるとは罕であつて、彼等は主人となるが、さもなければ奴隸の境涯に沈むものである、もし又移住地が高度の文明を有する場合には、人種的の衝突を生ずるものである。

(二) 通商上の價值 第十七世紀及び第十八世紀に行はれた政策は、所謂重商主義であつて、植民地の發展を、それがよりよき購買者たらしめんがために企圖するのではなく、寧ろ植民地の悉ゆる生産物を本國に搬入すること

19) L. Schoen, Das koloniale Deutschland, S. 5.

20) R. C. Thurnwald, Die Kolonialfrage (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 145, Heft. 1, Januar 1937).

21) V. S. Ram, Comparative colonial policy, chap. 1, p. 14.

をその目的とした今日に於ては勿論これと同じ政策が行はれてゐる譯ではないが、少くとも原料に關する限りに於ては、本國はこれをその供給地と看做し、本國の工業に對する第二次的の役割を命じてゐる。獨逸に於ても亦これと異るところはなかつた。

(イ)原料地としての價值 この原料問題にも關聯して居り、植民地の經濟的價值は當然この食糧問題にまで及ぶのである。獨逸の本國がこの食糧并に原料に乏しい許りでなく、その舊領土に於ても亦同様であつた。従つて獨逸の舊領土に對する要求が資源の確保にあるならば、失望せざるを得ないであらう。事實これ等の植民地の資源はその農産物にしても、鑛産物にしても既にのべた様に極めて貧弱であつて、南西アフリカのヴァナヂエウム、タンガンイカのシザル及びナウルの磷化物等を除いては殆んど見るべきものはない。即ちそれは一九一一年に於て獨逸植民地から本國への輸出總額が、獨逸の原料總輸入額(食糧品を含む)二億七千萬磅に較ぶれば、僅かに二百十萬五千磅に過ぎないのを見て判る。尤も舊獨領が委任統治地となつて以來今日に至るまでの狀況は、その當時よりも多少進んで居り、これ等のものが再び獨逸の手に還る曉に於ては、開發される餘地が充分あると論ずる人もある。しかし無論獨逸の需要する原料を充たすものではない。従つてこれ等の領域の原料地としての價值は極めて乏しいものと見るべきである。

(ロ)市場としての價值 <sup>24)</sup>バース氏が『植民地經濟の樞軸は土民間に消費力を擴張するに在る』と云つてゐるのは至言である。實際に於て従來行はれた様な重商主義的な植民地との通商關係に於ては、既にのべた様に、植民地人をしてよりよき購買者たらしめんとしたのではなく、寧ろ植民地の悉ゆる生産物を剝奪せんことを目的としたので

22) Raw materials and colonies. p. 43.

23) D. Westermann, Beiträge zur deutschen Kolonialfrage. S. 83.

24) L. Barnes, The futur of colonies. p. 43.

あつた。しかし吾々が今日植民地と呼んでゐるものが、世界の他の部分にとつても最大價値を有する様になるのは、製品に對する市場としてあるし、又投資政策并に財政政策の主要目的も植民地市場の發達にあるのでなければならぬ。従つて植民地通商關係の指導的原則は、最早や最大の直接的な生産財を索めるのではなくして、寧ろ植民地住民の消費力を増大し、漸次これ等の住民に對してその生活標準を向上させることである。即ち投資國はその報酬を植民地發達の結果として生ずる貿易の發展にもとむべきである。今これを舊獨領植民地に就て見るに、これ等の植民地は輸出原料に乏しい許りでなく、又土民の生活程度も低いために、本國製品に對する需要も亦極めて僅少である。例へば舊獨領南西アフリカと獨逸との全體の貿易は一九一三年に於ては、僅かに二千八百六十萬麻克であつて、又その植民地全體の貿易も本國の外國貿易額に較れば、その一小部分に過ぎない。従つて獨逸がその植民地統治のために仕拂ふべき巨額の經費を償ふことが出来なかつたのである。これによつて見てもこれ等の植民地が市場としての價値に於て案外貧弱であることが判る。而もその住民の將來性に就ても大した期待をもつ譯には行かない。即ち通商に關する限り、これ等の領域は母國にとつて價値も利益もないものと謂はざるを得ない。又委任統治領に移つて以來の貿易趨勢に就て見ても、今日のところ當時に較べて左程の進展を示してゐない、それは今日の(A)式及び(B)式委任統治地の全貿易量に徴しても立證される。

右にのべた所によれば、舊獨領の經濟的價値は、その移民の點に於ては勿論、通商上の價値に至つても極めて僅少である、しかし獨逸にとつてはこれを現状の委任統治下に置くよりも、自己の手中に回復することが出来れば軍事的價値は別としても、多少なりともその本國の經濟的地位の向上に資することが出来る譯である。

25) V. S. Ram, Comparative colonial policy. chap 1. p. 14.

26) Raw materials and colonies. p. 82-102.

## 五 各國の態度

獨逸の要求は資源の自由獲得と舊領土の回復との二方面に現はれてゐる。前者に就ては後にのべることとし、領土の返還に關する今日までの各國の動きを見るに、その主なるものはこれ等の舊領土を委任統治地として領有する聯盟國側殊に英佛兩國であつて、この兩國の動きが兎も角もこの問題の解決に重大な關係があるものと見るべきである。國際聯盟の委任統治委員の一人は『これ等の委任統治地の土民が再び獨逸の支配下に服することはきいてさへ傷心に耐えない』と云つて、獨逸が將來なすことあるべき植民地統治の失敗を理由として反對してゐる。しかし英佛兩國がその返還に反對するのは、必ずしもこうした理由からではない。それは主として聯盟主義の維持にあるものと見るべきである。經濟的價值に乏しいこれ等の領土を獨逸に返還したからとて、これ等の兩國が經濟的に非常な損失を招く程のものではない、しかし獨逸にとつてはそれは中歐に於ける國力の均衡に於て重大な結果を生ずる。而して英佛兩國にとつてはそれはベルサイユ體制の維持のためにはどこまでも反對しなければならぬ宿命的な課題である。

これがために英佛會談并に外交交渉が屢々行はれた。そのアフリカ領に於ける主なる獨逸の要求は、移住地として又資源に於て比較的價值あるタンガンイカと南西アフリカとに現はれてゐる。而してこれに對する英國の態度は奈何と云ふに、前者に就ては絶対にこれを手放さうとはしない、その理由はもしこれが獨逸のものになれば英領ケンヤは伊領エチオピアと獨領となるべきタンガンイカによつて、東西から挟まれることになり、英國に

27) R. C. Thurnwald, Die Kolonialfrage (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Bd. 145. Heft. 1. Januar 1937).



とつての戰略的地位が著しく犯されることになるから、英國としては羅馬柏林樞軸が英國を目標として結成されてゐる限り、如何なることがあつても、これを獨逸に讓ることは出來ない事情に在る。又後者に就てはヒツトラ  
ー總統はこれを熱心に要求し、もしこれが容れられないときは、中歐に於て人種的、文化的自主權を有する自治政府の組織が許さるべきであると主張してゐる。而してこの問題は既に獨逸合併となつて具現され又、チエツコのズデーテン黨の問題に及んでゐる。願ふにアフリカに於ける舊領土の返還問題は、同時にそれを發端として委任統治地全體の問題である。而してもしこれ等の舊獨領植民地が獨逸の手に還ることになれば、バルサイユの體制は完全に破壊されることになるし、その結果として歐洲の安全保障のためにこれに代るべき何物かゞ出來ない以上、歐洲の不安は次第にその度を加へて來るものと思はれる。従つて英佛兩國が假りに獨逸に植民地を返還することがあつても、これに對してある種の條件を提出するであらうことは、想像するに難くはない、既に昨年十一月の英佛會談に於ても、このことに及び、獨逸が歐洲の安定に就て英佛を首め各國と相提携協調することを條件として、獨逸の要求を承認する旨を發表してゐる位である。この提携協調とは獨逸の聯盟への加入復歸と云ふことに外ならない。

次に白耳義も亦銳意これが對策を講じ、大體に於て反對の意向を述べてゐる。この白耳義の態度は英佛の意見がある程度に代表するものとしてこれを看過する譯には行かない。白耳義の意見は獨逸の要求に應じてアフリカ植民地を再分割するよりは、寧ろ商品の捌口として植民地の市場を解放すべしと云ふに在る、即ち白耳義は専ら資源并に市場の解放によつて、獨逸の領土に對する要求を卻けようとしてゐる。もし獨逸の要求が單に通商關係

に過ぎないならば、この意見は尊重されるに相異なる。

最後に英佛の態度に殆んど決定的な勢力を有する合衆國の意向に就て見るに、この國は聯盟の一員ではないが英佛兩國とは殆んど共同的な態度を採つてゐる。元來<sup>26)</sup>合衆國に於ては中立主義と對外干涉主義とがあつて、前者は昨年制定された中立法に現はれて居り、これはこの國の傳統的な政策と見てよい。しかしこの中立法を制定して未だ舌の根が乾かないうちに、昨年の十月五日ルーズベルト大統領はシカゴに於て爆彈的宣言をなし、『米國は世界の平和を維持するために列國と協力する』とのべてゐる。この協力の程度如何は實に米國外交の一期を劃するもので、將來起ることあるべき合衆國の去就を豫告したものと見るべきである。従つて獨逸の植民地要求に對しても合衆國は必ず英佛と共に一役買つて出るものと見なければならぬ。

## 六 解決の示唆

獨逸の舊領土返還の要求は必然的に植民地の再分割にまで及ぶ。それは前敍の様に、舊領土の經濟的價値が極めて貧弱であるから、假りに獨逸がこれを回復したからとて、それだけではその執拗な要求である原料と市場とを獲得することが出来ないからである。従つて他國の領有する舊獨領以外の植民地の再分割によつて、その要求を充たすべきだとの説が出る。もしこれが出来れば獨逸とても文句はない譯である。しかしこの問題の前には根本的な困難が横つてゐる。即ち現在では植民地は既に列強の間に分割され盡されてゐる。従つて植民地の分割は實際問題としては新しい分割であり、甲の所有者から乙の所有者への領土の移轉である。今日に於ては往時の

28) 大阪毎日新聞、大正十三年二月五日、現狀維持國の焦躁。

植民地獲得競争時代の様に、無主地の領有と云ふ様な、牧歌的な形式を採り得ない特殊な事情がある。そこでか様に植民地の再分割が不可能であれば、せめて植民地の門戸解放によつてその要求を充たすことが出来るのではないかとの説が出て来る。これならば必ずしも不可能なことではない。現にこの種の例もないことはない。即ちその(一)は二三の英領及び西部アフリカ植民地に關する一八九八年の英佛條約、その(二)はモロッコに關するアルゼシラス條約、その(三)は一九一九年九月に調印されたセント・ジャーメン條約即ちコンゴ盆地條約と呼ばれてゐるもの、その(四)はアフリカに於けるB式委任統治地(C式委任統治地たる舊獨領南西アフリカを除く)である。就中コンゴ盆地條約の如きはその適用をうける國も多く、これに調印した合衆國、白耳義、英帝國、佛蘭西、伊太利葡萄牙及び日本は勿論國際聯盟加入國の全部に及んで居る。この條約によつて輸入に對しては一〇%の關稅を課徴することが認められたが、特惠稅若は通過稅の如きものは許されなかつた。門戸解放と云ふことがもし自由若はより自由なる通商と同一語であるとするならば、縱令高率なると低率なるとを問はず、關稅が凡ての國に對して同率である以上、完全なる通商上の平等權はこれによつて保障された譯である。これ等の植民地の門戸解放の範圍が擴がり、又それがコンゴ盆地條約の如く、單に商品の輸出入に就ての差別待遇撤廢許りでなく、締約國民の身體財産及び職業の保護、資源の開發并に航行の自由等にまで及ぶときは、獨逸は勿論これと事情を同じうする國々の經濟的要求も同時に充たされる譯である。しかし世界に於ける天然資源の分布は非常に不公平であつて、所謂植民地に於ける生産品はその數及量共に大ではない。従つて世界に於ける植民地の解放だけによつて、これ等の不満足國の需要が充されるものと考へるのはいささか早計である。

故に經濟問題の全面的な解決のためには、植民地の門戶解放より以上に進まなければならぬ。即ち番に各國の植民地許りでなく、英國を首め世界の各本國がその植民地と共に門戶を解放すべきことである。と云ふのは重要資源も市場も共に植民地よりは寧ろ各本國に在るからである。然るに事實はどうであるかと云ふに、世界の現狀は門戶解放とは反對にその閉鎖の方向に進みつゝある。所謂門戶閉鎖とは通例差別的關稅政策を指すのであるがそれだけでなく他國人への護與留保をも含むものである。従つてこれ等の障壁の撤廢こそ寧ろ急務の様に思はれる。このこと<sup>30)</sup>に就てバーンス氏も云つてゐる様に『原料の一般的解決をしなければならぬならば、それは植民政策并に植民地管理に關する變革よりも寧ろ佛英米及び英國自治領等の國內政策の變更を必要とするのであつて植民地問題は第二次的のものである』。即ち世界の經濟界を支配する英國にとつて、今日の悲境によつて生ずる世界平和に對する脅威を回避するためになし得る最も効果的な方法は、英國、その自治領及び印度間に於て帝國内相互間の關稅を漸次撤廢するために、一の協定をなし、又同一の條約を以て他のいづれの國に對してもこの協定に加入する途を開いて置くことである。クラーク氏<sup>31)</sup>も亦その近著『日當り良き地』に於てこのことに言及し、原料と通商上の機會均等の途を拓くことが戦争の第一原因を回避する所以であると述べてゐる。この種の國際協定が如何なる方法と程度とに於て行はれなければならないかに就ては、從來開かれたジュネーヴに於ける國際聯盟の資源特別委員會に於て屢々討論されてゐる。而してその討論の範圍は(一)植民地に於ける通商上の差別撤廢(二)植民地の門戶解放并に(三)コンゴ盆地條約の全世界の植民地への擴充等である。實際に於て今日通商上の障礙は、(イ)直接には、原料并に商品の輸出入に對する差別的課稅、開拓に關する制限并に國際的生產制限計劃とであり(ロ)

30) L. Barnes, The future of colonies. p. 16.

31) G. Clark, A place in the sun. part. V. p. 219.

間接には、支拂手段調達の困難である。後者に就て云へば、同一貨幣制度の区域内又は同一關稅区域内に於てはこの困難は輕減されるが、この區域の外部に在るものは、原料購入のために外國貨幣、外國爲替乃至金の引渡を必要とするのが原則である。しかしか様な支拂手段の獲得は特別の場合を除いては、主として自國の商品を他國に賣ることによつて可能となるのである。而も現在の狀況に於ては自國の商品を他國に賣ることに非常な困難を伴つてゐる。と云ふのはそこには各本國并に植民地の高率關稅があり、割當制が待伏してゐるからである。従つて植民地は勿論各本國并に自治領に就ても、これ等の通商上の障礙を撤廢すべき國際協定を必要とするのである。殊に獨逸の如くその生産品の殆んど凡てを歐羅巴に輸出し、その原料を他國から輸入する國に於ては、多邊的貿易に依存するの外はないから、相互的な國際協定を必要とする程度が甚だ大であると云はねばならない。この種の協定はその必要から漸次發生して居り、一九三四年十月から翌年の四月までの間に、既に六十七の相互通商協定が成立してゐる。只この種の相互主義それ自身に於て原料供給に關する重大な障礙を伴つてゐるのは、相互主義貿易に對し多少排他的な地方的團體が既に存在してゐることである。これをあげて見れば、(一)オッタワ協定(一九三二年七月)(二)金ブロック諸邦(一九三四年十月)(三)小協商國(一九三四年十月)(四)バルチック諸邦(一九三四年九月)(五)スカンデナヴィア諸國及びフィンランド(一九三四年九月)及び(六)バルカン協商國等である。

然らば聯盟主義者の意見はどうかと云ふに、一言で盡くせば彼等は聯盟の體制維持に汲々として居り、従つてその見解も亦その範圍を出ない。これ等のものはつまり獨逸の聯盟への復歸を前提條件として行はれる意見である。この前提の下に彼等は如何なる見解を抱いてゐるか<sup>32)</sup>と云ふに<sup>33)</sup>

32) L. Barnes, The future of colonies. p. 15.

33) L. Barnes, The future of colonies. p. 34.

- (イ) 現在の植民地を植民地としてではなく、委任統治地として國際聯盟に責任を有する委任統治國への讓渡
- (ロ) 現在の委任統治地を右と同様な方法による讓渡
- (ハ) 現在の植民地其他のものゝ行政を、最早や從來の帝國の手によつて行はしめることなく、聯盟のために活動し、且不満足國並に其他の國々とを代表する國際上の機關によつてこれを行ふこと——共同統治
- (ニ) 委任統治制度の擴張

右の方法によつて獨逸の要求は或る程度に充たさるゝであらうが、これ等の案そのものも即ち(ニ)を除いては、植民地の再分割と同様に實行はいづれも困難である。即ちこれ等の植民地并に委任統治地の責任の讓渡は、その主權の讓渡と同様な反對が起る許りでなく、これ等の案は間違つた心理的傾向にその根據を置くものである。と云ふのは凡そ植民的掠奪物は掠奪者の間にのみ公平なる分配を必要とするに過ぎない正當な所有物であるとの觀念を浸潤させるからである。

## 七 結 言

マロゼが云つてゐる様に、植民地を領有することは、それが如何に不毛な領域であつても、所謂貿易は國旗に従ふの原則によつて、母國に利益を與へるものである。獨逸の要求が單に通商上の問題であつて、領土の問題ではないと斷言することは出来ない。勿論舊領土の回復だけによつて獨逸の要求する所のものが悉く充たされるものではない。従つてこれがために他國の植民地の割讓若はその門戶解放を要求するであらうし、更に進んでは他の植民國并にその自治領に向つて自由通商の要求をなし、國際的協定を迫るであらう。

34) G. Maroger, La question des matières premières et les revendications coloniales. p. 198-201.

言ふ迄もなく植民地問題の解決だけでは、獨逸の人口過剩問題とその通商問題とを全面的に解決することは出来ない。だからと云つて『若し獨逸が只資源并に販路の問題の解決を以て満足し、植民的發展の誘惑から遠ざかるものであると説く人があるならば、それは心理的に全く盲目であると云はねばならない。何となれば、世界の人々の中誰が帝國への切望を以て惡魔の聲と同一視するものがあらう。もし植民地が國家の發展上その一助となるのに、而して英國人は嚴肅に五月二十五日にはいつても、國家の繁榮と勢威とが國王の旗のひらめく彼方の領土の上にあがつてゐるのを、全能の神に國民の感謝の念を捧げてゐるではないか』誰か植民地が他國にとつて無價値なものと云はん。縦令悉ゆる考慮を費して植民地の無價値なことの立證が企てられても、英吉利の代辨者がその證據を解説者として出すことは卑劣である』と云つてゐるのは、英國人としては可なり大膽な發言であるが、獨逸に對しては極めて理解と同情ある言葉である。

世界の現況の下に於て、英帝國も佛帝國も最早や世界平和の安定と相容れる存在ではない。次の百年間に於て國際關係の據つて轉回する樞軸は、何と云つても悉ゆる國家が悉ゆる國民に對して一般的な奉仕をなすために、世界の原料、市場及び空地を組織化するに在る。しかしこの事業は政治家のこれまで試みた中で、最も大きな且恐らく最も困難なことである。(終)